諮問日：令和３年４月１３日（令和３年度（個）諮問第１号）

答申日：令和３年９月２８日（令和３年度（個）答申第５号）

件　名：和歌山地方裁判所が保有する特定人の全ての保有個人情報の不開示判断（不特定）に関する件（苦情申出期間の徒過）

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「和歌山地方裁判所が保有する（他所との共有分も含む）苦情申出人の全ての個人情報」及び「裁判に直接関係のない苦情申出人の個人情報」の開示の申出に対し，和歌山地方裁判所長が，保有個人情報の特定が不十分であるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）に対してされた苦情の申出（以下「本件苦情申出」という。）について，適式な苦情申出として扱わないとすることは，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第４に定める開示の申出に対し，和歌山地方裁判所長が令和２年１１月４日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第８の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第８の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

１　私は和歌山地方裁判所が保有する私の個人情報の開示を請求しましたが拒否されました。その理由，法的根拠を調査して回答してください。その内容は，非常に・・・と思われます。過去に私の裁判に悪用された可能性があります。どうすれば開示してもらえるのか。私は高齢なので，わかりやすい言語でお願いします。

２　私には詳しい内容の書き方がわかりません。自分の情報の開示を求めるのに理由は必要ないと思いますが，法律的なことはわかりません。裁判に悪用され

ている可能性があるので求めているのです。

3　きちっと答えてください。私の個人情報の開示を拒否された理由，どうすれば開示してもらえるのか，わかりやすい言語でお願いします。以上２点です。

今後のために。裁判所が指定した期日は国民は守らねばならない，国民が指定した期日は裁判所は守らなくてもいい，これが平等ですか。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

1　取扱要綱記第８の２の(1)においては，開示の申出を受けた裁判所がした保有個人情報の全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出は，原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合，その他正当な理由がある場合を除き，開示申出人に対し原判断の通知を発した日から３か月以内に行わなければならないものとされている。

しかし，苦情申出人は，原判断の通知を発した日である令和２年１１月４日から３か月を超えた令和３年３月１日に苦情の申出をした。

2　そこで，本件苦情申出がされた後，苦情申出人に対し，苦情申出期間を経過して申出をしたことについての正当な理由の有無等に関する意見を提出するよう依頼し，同年４月２日付け最高裁秘書第８９０号「きちっと答えてください」で始まる書面の提出を受けたが，本件苦情申出について，上記正当な理由があることをうかがわせる事情は存在しない。

3　よって，本件苦情申出については，適式な苦情の申出として取り扱わないのが相当である。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①　令和３年４月１３日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年８月２０日　　審議

④　同年９月２４日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　本件苦情申出は，原判断の通知が発せられた日である令和２年１１月４日から３か月を超えた令和３年３月１日にされたものであるから，取扱要綱記第８の２の(1)に定める苦情申出期間を徒過してされたものであるといえる。

苦情申出人は，苦情申出期間を経過して申出をしたことについての正当な理由等に関する明確な主張をしていない。そのほかに，本件苦情申出が取扱要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたことについて，正当な理由があることをうかがわせる事情は認められない。

２　以上のとおりであるから，本件苦情申出は，取扱要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたものであり，そのことについて正当な理由があるとも認められないので，これを適式な苦情申出として扱わないこととする旨の最高裁判所事務総長の判断は，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　門口正人

委員　長戸雅子